

犯罪被害者の経済的状況に関する現状把握の方法について

松村 恒夫

犯罪被害者給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討にあたり、犯罪被害者の経済的現況を把握することがまず必要であることは論を待たない。特に現状を知らずして、海外調査をしてもその意義は大きく減ずるところとなってしまうと思う。

犯罪被害者が犯罪に遭遇したことにより、今までのような平穏な生活を継続することが困難になり、精神的な打撃だけでなく、経済的にも、肉体的にも多くの苦難を抱えて生きているのが犯罪被害者である。また現在はその困難を何とか乗り越えて表面的には頑張っている犯罪被害者もいる。このようにどのようなことに現在も苦しんでいるのかだけでなく、過去どのようにしてその経済的・肉体的苦境を乗り越えてきたかを検証することも必要だと考える。そしてそのような人々がどのような施策があったらもっと早く事件前の平穏な生活に近づけたかを検証することは十分価値があることだと思う。勿論犯罪被害者は個々に事情が異なり、回復への道も違うと思われるが、一人でも多くの犯罪被害者が救われる施策を考えるのが我々構成員の責任だと思う。

その検証にあたり、われわれ構成員は、世間の困窮者（多くの犯罪被害者）と言われる人々ほど経済的に困っておらず、中曽根さんと私を除いては犯罪に遭っていないという事実を踏まえることが必要であり、上から目線ではなく犯罪被害者の目線で検証してゆくことが重要であると考えます。

このためにまず本当に困窮している犯罪被害者とはどのような人々なのか、彼らの生の声を聞くことがスタートラインだと考える。困窮犯罪被害者とはどのような犯罪被害者を指すのか難しいが、その日の生活にも事欠いたり、本来ならより厚い治療/介護が必要なのに経済事情が許さず、我慢したりしている犯罪被害者である。未来の被害者だけでなく、現在/過去の被害者で、現在困っている被害者を救うのが出発点でもあると思う。

このような犯罪被害者の方々に会議場に来ていただき、彼らの言葉で話してもらい、それを前提にして検討会を始めなければ被害者の要求と乖離したものになってしまうであろう。

このような犯罪被害者の方々に会場に来ていただくことに困難な場合があるかもしれないが、何とか実現する術を工夫する必要がある。アンケート調査では、被害者の本当の苦しみは分からない。

思い起こせば、犯罪被害者等基本法のスタート時に上川陽子議員が、あすの会の事務所に来られ、犯罪被害者15人から実情を聞かれ、その悲惨さに声も出さず、このヒヤリングが同法提案の礎となったとのことでした。

ヒヤリングを通して、我々構成員も同じ土俵に立って検討を始めることが出来るし、海外にも類似の犯罪被害者がおり、彼らがどのような施策により、支援されているか、調査する目的もはっきりすると思う。